

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年3月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500536号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500090号

第1 結論

昭和45年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月

昭和43年7月頃に、父が、A県B町(現在は、C市)役場において私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻のためD県E市に転居するまで国民年金保険料を納付してくれた。

B町の国民年金被保険者台帳を見ると、請求期間の国民年金保険料は納付済みになっているが、これは父がB町役場において納付してくれたものである。

国の記録では、私が婚姻した昭和45年1月*日に国民年金被保険者資格を喪失し、請求期間は国民年金の未加入期間となっていることから、平成23年になって、年金事務所から請求期間の国民年金保険料を還付する旨の書類が郵送されてきたが、納付できないので、調査の上、記録を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和45年1月*日に婚姻するまで、父が私の国民年金保険料をB町役場において納付してくれた。」旨主張しているところ、請求者に係るB町の国民年金被保険者台帳を見ると、請求期間である昭和45年1月の国民年金保険料が現年度納付されたことを示す押印が確認できる上、同被保険者台帳の備考欄に、同年1月12日にE市に転出したことが記載されていることを踏まえると、請求期間の国民年金保険料は、同市に転出する前にB町において現年度納付されたものと考えられる。

また、請求者は、昭和43年7月26日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得しているが、昭和45年1月*日に婚姻した当時、請求者の夫は厚生年金保険被保険者であることから、旧国民年金法では、請求者は同年1月*日から国民年金の任意加入対象者となることから、同法附則第6条の2の規定に基づくと、前述のとおり請求期間の国民年金保険料が現年度納付されたことをもって、請求者から同年1月*日に国民年金の任意加入の申出があったとみなされることになる。

さらに、請求者に係るオンライン記録によると、昭和45年1月*日に国民年金被保険者資格を喪失したことになっており、請求期間については、国民年金の被保険者期間となっていないが、前述のとおり国民年金被保険者とみなす期間であったと認められることから、当該喪失日を同年2月1日とし、請求期間を国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500809号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500092号

第1 結論

昭和49年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から同年6月まで

A県B市に住んでいた昭和45年12月頃、友人と話し合って国民年金への任意加入を決め、同市役所C支所で加入手続を行った。

国民年金保険料の納付については、詳しいことは覚えてないが、B市に住んでいたときは同市役所C支所において、また、D県E市に引っ越してからは同市役所F支所において、いずれも納付書を発行してもらい、金融機関において納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、国民年金被保険者期間において、請求期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、請求者は、自身が厚生年金保険に加入するまでの昭和45年12月から昭和50年3月までの期間及び昭和54年10月から昭和56年3月までの期間について、いずれも国民年金に任意加入しており、その一部期間においては付加保険料を納付している上、請求者の国民年金手帳を見ると、転居に伴う国民年金の住所変更手続を遅滞なく行うなど、年金への関心が高かったものと認められる。

さらに、請求期間は任意加入期間中の3か月と短期間である上、請求期間前後の国民年金保険料は納付済みであることから判断すると、請求期間の国民年金保険料を納付したのとも考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500700号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500260号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成24年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成24年7月31日となっており、請求期間の被保険者記録が無い。同社には、平成24年7月末日で退職する旨の退職願を提出しており、同年7月の支払明細書にも、同年7月31日まで勤務したことが分かる記載があるので、請求期間を年金の給付に反映する期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された退職願及び平成24年7月の支払明細書並びにA社から提出された出勤簿及び同社の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された平成24年分給与所得の源泉徴収票及び前述の支払明細書並びにA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年7月31日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の支払明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月31日から同年8月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の資格喪失年月日を同年7月31日とする資格喪失届を年金事務所に届出したと回答しており、当該届出について、A社の顧問社会保険労務士から電子申請されたことがオンライン記録に収録されていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として当該喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行

っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500843号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500261号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年9月28日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和40年9月28日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年9月28日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年9月28日から同年10月1日まで

A社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該転勤に係る請求期間について、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は、請求期間に同社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、A社の元従業員の回答から、昭和40年10月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における昭和40年8月の厚生年金保険の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500402号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500085号

第1 結論

平成6年10月から平成7年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月から平成7年2月まで

私は、平成6年9月に退職し、同年10月にA県B市からC県D市に転居した際、同市E区役所で案内され、国民年金の加入手続を行った。

加入手続には年金手帳を持参したが、手帳が複数あったため、手帳をまとめるか、何らかの処理が行われたように思う。

国民年金保険料の納付書は、加入手続の際に受け取ったか郵送されてきたかは定かでないが、請求期間に係る国民年金保険料は、D市E区の金融機関で納付した。

請求期間当時、国民年金保険料を納付するためにアルバイトをしていたので、納付していないと言われるなら、何のためにアルバイトをしていたのか分からない。

請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による請求者の国民年金保険料納付日から判断すると、平成5年7月にF県G市において払い出されたものと推認でき、同年7月分から国民年金保険料の納付が開始されている。

また、請求者は、平成6年10月にD市E区に転居した際、所持する年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行ったと回答していることから、前述の国民年金手帳記号番号に基づき加入手続が行われた場合には、同市において納付される国民年金保険料の記録は、当該国民年金手帳記号番号で管理されることになる。

しかしながら、オンライン記録により前述の国民年金手帳記号番号に係る年金の資格記録を見ると、請求者が平成6年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失して以降、平成15年1月8日に国民年金第3号被保険者として同資格を再取得するまでの間に、国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらず、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、同番号によって請求期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にも、平成6年10月に国民年金被保険者資格を再取得した記載は無い。

そこで、前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、社会保険オンラインシステムにより複数の組合せによる漢字氏名及び仮名氏名で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、請求期間当時には、既に社会保険オンラインシステムにより年金記録が管理され、国民年金事務についても機械化が促進されていることから、年金記録の訂正及び削除等の処理が

行われた場合には、その記録について履歴が残ることになるが、請求者に係るオンライン記録において、請求期間に係る年金記録が訂正及び削除されたなどの履歴は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500593号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500086号

第1 結論

平成2年6月から平成3年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月から平成3年1月まで

私は、平成2年*月に60歳になったが、年金額が40万円ぐらいにしかならないと知ったので、60歳になって1か月もたたないうちに、A県B市C区役所の窓口において国民年金の任意加入手続を行った。

国民年金保険料は、加入手続の際に、1年分と思い用意していた10万円をその場で納付したと記憶している。

残されている資料などを改めて良く調査して、申し立てていることの実らしさを見付け出し、記録訂正によって一日も早い救済をお願いします。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年*月頃に、B市C区役所において国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間は、請求者が60歳到達後の期間であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、任意加入手続が行われた日の属する月から国民年金保険料を納付することができる。D年金事務所が保管している請求者に係る国民年金資格取得申出書を見ると、B市C区において平成3年2月20日に受け付けられたことが確認でき、請求者に係る同市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、同日付けで国民年金に任意加入したことが記録されている。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であるため、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者に係る国民年金資格取得申出書を見ると、その受付からD社会保険事務所(当時)への進達、同事務所における書面審査(点検)までの流れに不自然な点は見られない上、平成2年*月頃に国民年金の任意加入手続が行われた可能性について、D年金事務所が保管する国民年金資格取得申出書のうち、同事務所が管轄するB市の各区役所において平成2年2月13日から平成5年1月29日までに受け付けられた当該資格取得申出書を全て視認したが、請求者に係る別の当該資格取得申出書は見当たらなかった。

さらに、請求者に係るB市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、その裏面に「5. 6. 7 本人来庁、納付キログ確認」の記載があり、その下段に平成4年度までの国民年金保険料の年度別納付状況が記載されているところ、当該記録は請求者に係るオンライン記録と一致しており、平成5年6月7日に請求者が同市C区の窓口に出向いた際に、同市職員は、請求者に対し当該記録に基づき納付状況の説明を行ったものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500608号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500087号

第1 結論

昭和49年8月から昭和53年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月から昭和53年2月まで

私の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付については、母が行ってくれており、母は既に亡くなっているため具体的なことは分からないが、母が生前、私の年金は納めていたと言っていたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとされる請求者の母は、請求期間のうち、昭和49年8月から60歳に到達する前月の昭和52年*月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間後の昭和54年9月3日にA県B市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、国民年金被保険者資格の最初の取得年月日は昭和54年7月1日と記録されている上、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」にも同日が記載されている。これらのことを踏まえると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母は、当該国民年金手帳記号番号によって請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったところ、昭和50年2月28日に、請求者の旧姓氏名と同姓同名者に払い出された国民年金手帳記号番号が確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿において、当該者氏名は「納付等がないため台帳廃棄」の記載と共に二重線で抹消され、その備考欄には「学生 取消し(S50.3)」と記載されている上、オンライン記録を見ても、当該国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間当時の事情について確認することができない上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500559号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500088号

第1 結論

平成元年11月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年11月から平成4年3月まで

国民年金の加入手続は行っていなかったが、平成元年の20歳になった頃に、国民年金保険料の納付書が自宅に送られてきた。当時、私は大学生で収入が無かったため、送られてきた納付書を母に渡し、国民年金保険料を納付してくれるように頼んだ。

母は、私から納付書を受け取ってすぐに、A地域の郵便局で、私が20歳になった平成元年*月から大学を卒業した平成4年3月までの国民年金保険料を一括で納付してくれた。

当時は、親に学費も出してもらっていた上に、国民年金保険料も納付してもらい、大変心苦しく思っていたので記憶に残っている。

請求期間の国民年金保険料は間違いなく納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年の20歳になった頃に、国民年金保険料の納付書が届いたため、請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる同番号前後の被保険者の資格入力日から判断すると、平成6年12月頃に行われた国民年金の加入手続によって払い出されたものと推認できる。

また、請求者の所持する年金手帳の写しを見ると、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」欄には、平成3年4月1日と記載されているところ、オンライン記録によると、当該資格の入力処理が平成6年12月14日に行われたことが記録されており、請求者は、前述の加入手続によって平成3年4月1日(学生が国民年金に強制加入することになった日)に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる。

これらのことから、請求者は、前述の加入手続時点(平成6年12月頃)まで国民年金に加入していないことから、平成元年頃に国民年金保険料の納付書が送付され、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張とは符合しない上、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は2年の時効により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500547号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500089号

第1 結論

昭和42年6月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年6月から昭和46年3月まで

国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金手帳を見ると、昭和42年*月*日に資格取得と記載されているので、20歳になったこの日に手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、母が経営する自宅の店で集金人に納付した。その店は、後に移転することになったが、移転する前のA県B市C地区にあったときの店先での集金人とのやり取りを鮮明に覚えている。

自分の性格から、国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付しないということは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金手帳を見ると、20歳になった昭和42年*月*日に国民年金被保険者の資格を取得しているので、この日に加入手続を行ったと思う。請求期間の国民年金保険料は、集金人に納付した。」旨陳述している。

しかしながら、請求者が所持する国民年金手帳は昭和47年2月15日に発行されており、同手帳の国民年金印紙検認記録欄に押された昭和46年度分に係る国民年金保険料の検認日(昭和47年2月25日)等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和47年2月頃に行われたものと推認でき、昭和42年*月*日に加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の推認した加入手続時点(昭和47年2月頃)において、請求期間の国民年金保険料は、請求者が陳述するとおり集金人に現年度納付することができず、過年度納付及び特例納付により納付するしかないが、請求者から、これらの納付方法により遡って納付したとする陳述は得られない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者が間違われたことがあると陳述した氏名を含む複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるB市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、国民年金手帳に記載された国民年金被保険者資格の取得日は、遡って国民年金に加入すべき日（20歳到達日）が判明した場合、当該日を記載しているものであり、国民年金の加入手続を行った日を示すものではない。

また、請求者は、B市C地区に住んでいたときに、集金人に国民年金保険料を納付したことを覚えていると陳述しているが、請求者が所持する国民年金手帳の住所欄の最初の欄にはB市D地区と記載されている。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500755号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500091号

第1 結論

昭和57年9月から平成7年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月から平成7年8月まで

国民年金の加入手続を行った明確な時期や場所を覚えていないが、昭和57年8月に私が会社を退職した後に、元夫が手続を行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、市役所から送付されてきた納付書を使用して、元夫が金融機関やコンビニエンスストアにおいて納付してくれた。また、昭和58年4月に元夫が会社を退職した後は、元夫が自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「国民年金の加入手続を行った明確な時期及び場所を覚えていないが、元夫が手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付書により金融機関やコンビニエンスストアで納付してくれた。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であるA県B市、同県C市及び同県D町における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする元夫について、「元夫には照会しないでほしい。」旨陳述していることから、請求期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、B市、C市及びD町は、「請求期間当時、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料を納付することはできなかった。」と回答している上、請求期間は156か月と長期間であり、当該市町において、複数年度にわたる納付記録の全てが欠落したとは考え難い。

加えて、請求者の元夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500845号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500259号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月初め頃から昭和55年8月末頃まで

A社に、月給制の正社員として昭和45年10月初め頃に入社し、職場を離れB県に行っていた途中の約1年間を除き、10年程度勤務した。厚生年金保険の記録には、同社における加入記録が無いが、給料から各種社会保険料を控除されていたことを覚えているので、同社に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社が加入していたC団体保管の同社の従業員名簿(以下「従業員名簿」という。)、請求者が請求期間後に勤務した事業所から提出された請求者の職歴書、複数の元同僚の陳述及び請求者の主張から判断すると、期間を特定できないものの、請求者は、主張する期間とほぼ同じ期間、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると昭和60年8月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、商業登記簿謄本によると平成8年6月1日に職権解散しており、請求期間当時の事業主は、同人の親族によると既に死亡している上、当該事業主の親族は、「A社は昭和60年代に倒産したため、請求期間当時の資料は残っていない。」旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、これらの者等に確認することができない。

また、請求者はA社において給与から厚生年金保険料と共に雇用保険料を控除されていた旨陳述しているところ、同社における請求者の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、前述の従業員名簿において同社がC団体に加入していた期間(昭和44年12月15日から昭和60年9月12日までの期間)の従業員総数が27人確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)における当該期間の被保険者総数が当該従業員名簿における従業員総数の半数にも満たない12人であること、同社において同じ事務所勤務であったと請求者が記憶する元同僚5人のうち4人(同職種であったと請求者が陳述する2人を含む。)について、前述の被保険者名簿にその氏名が見当たらないこと、及び複数の元同僚が「A社には、厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」旨回答していることから判断すると、同社では、請求期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において請求期間に被保険者記録が有る元同僚9人のうち所在が判明した3人と請求期間中にA社において勤務したが同社における厚生年金保険被保険者記録が無いとする元同僚2人の合計5人から同社における厚生年金保険料控除の実態等について回答を得たものの、いずれの者の回答においても、請求者の給料から厚生年金保険料が控

除されていた事情はうかがえなかった。

加えて、前述の被保険者名簿には、請求期間において、健康保険整理番号に欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる不自然な記載も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500858号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500262号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年1月25日から平成3年4月1日まで

A社に昭和55年頃から勤務し、平成元年1月25日以降、給与から厚生年金保険料を控除されていた。ところが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成3年4月1日となっているので、調査の上、当該資格取得日に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成13年に解散しており、請求期間当時の代表取締役は死亡している上、同社の清算人は、「私は、全く会社に関わっていなかったので何も分からない。」旨回答しており、請求者は、「請求期間においてA社に勤務していたのは、自身と代表取締役の二人だけであった。」旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、「請求期間中に市役所から国民年金の加入勧奨を受けたので、A社で厚生年金保険に加入し厚生年金保険料も控除されていると説明したが、厚生年金保険の加入記録が無かったので、国民年金に加入し、勧めに従って国民年金保険料の免除申請を行った。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、国民年金加入時に被保険者に個別に付番される国民年金手帳記号番号が払い出された日は、請求期間より10年以上前の昭和53年10月25日であり、また、免除申請についても、請求期間より前の昭和63年2月24日及び同年5月16日に行っていることから、請求者の請求期間に係る記憶は明らかでない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の平成3年4月1日であり、当該適用事業所となったその日に、同社の代表取締役及び請求者の二人が、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、請求者は請求期間において国民年金保険料の免除申請を2回行っており、請求者の住所地であるB市が、「請求者は請求期間において、国民健康保険に加入している。」と回答していること、及び当該代表取締役は請求期間において国民年金の被保険者として請求期間のうちの平成元年4月から平成3年3月までの国民年金保険料を納付していることを踏まえると、請求期間において、同社から請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500896号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500014号

第1 結論

昭和29年6月14日から昭和36年12月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年6月14日から昭和36年12月31日まで

支給済期間 : ① 昭和29年6月14日から昭和34年1月21日まで
② 昭和34年1月21日から昭和36年12月31日まで

オンライン記録によると、A社及びB社C支店において勤務した請求期間は脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金の制度を知らなかったので請求するはずがなく受け取った記憶も無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)が当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。